

万鳥取県公報

平成15年8月29日(金) 第7514号

每週火·金曜日発行

	次
Ħ	从

告	示	生活保護法による介護機関の指定 (534) (福祉保健課)	1
		生活保護法による介護老人福祉施設及び居宅介護事業の廃止の届出 (535) (")	2
		公共測量の実施 (536) (管理課)	2
調達	公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (〃)	3

鳥取県告示第534号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55 条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年8月29日

鳥取県知事 片 山 善

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護事業所の名 称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人伯 耆の国	西伯郡西伯町大字 落合646	西伯訪問介護事業所	西伯郡西伯町大字 法勝寺331 - 1	訪問介護	平成15年 4月1日
"	"	会見訪問介護事業所	西伯郡会見町浅井 938	"	"
"	"	西伯訪問入浴介護事 業所	西伯郡西伯町大字 法勝寺331 - 1	訪問入浴介護	"
"	"	西伯デイサービスセ ンターしあわせ	"	通所介護	"
"	11 11		西伯郡会見町浅井 938	"	"
п п		デイサービスセンター ゆうらく	西伯郡西伯町大字 落合480		平成15年 5月1日
社会福祉法人地 域でくらす会	米子市西福原七丁 目1128 - 1	デイサービスセンター いくのさん家	· 鳥取市湖山町西二 " 丁目237 - 2 "		"
社会福祉法人伯 西伯郡西伯町大字 耆の国 落合646		特別養護老人ホーム ゆうらく	西伯郡西伯町大字 落合480	短期入所生活介 護	"

社会福祉法人地 域でくらす会	米子市西福原七丁 目1128 - 1	ヘルパーステーショ ンいくのさん家	鳥取市湖山町西二 丁目237 - 2	訪問介護	平成15年 7月1日
医療法人社団日 翔会	日野郡日野町根雨 909 - 1	医療法人社団日翔会おし どり荘訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899 - 1	"	"
日野病院組合	日野郡日野町野田 332	日野病院組合指定訪 問入浴介護事業所	日野郡日野町野田 332	訪問入浴介護	"
社会福祉法人地 域でくらす会	米子市西福原七丁 目1128 - 1	グループホームいく のさん家	鳥取市湖山町西二 丁目237 - 2	痴呆対応型共同 生活介護	"

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業 所の所在地	指定年月日
社会福祉法人伯	西伯郡西伯町大字	西伯居宅介護支援事	西伯郡西伯町大字	平成15年
耆の国	落合646	業所	法勝寺331 - 1	4月1日
"	"	会見居宅介護支援事 業所	西伯郡会見町浅井 938	"
社会福祉法人地 域でくらす会	米子市西福原七丁	いくのさん家居宅介	鳥取市湖山町西二	平成15年
	目1128 - 1	護支援事業所	丁目237 - 2	7月1日

鳥取県告示第535号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護老人福祉施設及び居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年8月29日

鳥取県知事 片 山 善博

1 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
西伯町立西伯有楽苑	西伯郡西伯町大字倭137	平成15年5月1日

2 居宅介護事業者

名 称 西伯町		主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所 在地	廃止年月日
		西伯郡西伯町大字法勝 寺377 - 1	西伯町立西伯有楽苑	西伯郡西伯町大字倭 137	平成15年5月1日

鳥取県告示第536号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、広島防衛施設局 長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の 規定により告示する。

平成15年8月29日

鳥取県知事 片 山 善博

1 作業種類 公共測量 (施設測量)

- 2 作業期間 平成15年8月7日から同年12月15日まで
- 3 作業地域 日野郡溝口町福兼

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年8月29日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 業務の概要
 - (1) 業務名 建設工事監督アドバイザー業務委託
 - (2) 業務場所 鳥取県内全域
 - (3) 業務内容

鳥取県発注の建設工事の現場における監督員業務の指導を行うものである。

- (4) 履行期間 契約日から平成16年3月20日まで
- (5) 委託 料 150万円程度 (消費税及び地方消費税の額を含む。) を上限とする。
- 2 参加資格

参加表明書を提出できることができる者(以下「提案者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)及び平成15年鳥取県告示第130号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正)に基づく入札参加資格のうち、測量、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査の業務(以下「測量等業務」という。)に係るものを有すること。
- (3) 平成15年8月29日(金)から同年9月12日(金)の間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札 参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成6年度以降に国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) 第2条に規定する特殊法人等(以下「特殊法人等」という。)を含む。)又は都道府県が発注した建設工事 (以下「国・県工事」という。)の現場で発注者の監督員の補助を行う業務(以下「同種業務」という。)を 実施した実績(業務が完了しているものに限る。以下同じ。)を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 県内に主たる事務所を有する者又はこれに順ずるものとして知事が別に指定した者であること。
- (6) 次の要件にすべて該当する者であること。
 - ア 県内の事務所において、測量等業務に従事している常勤の技術部門の要員を合わせて15名以上有すること。
 - イ 県内の事務所において、測量等業務に従事している常勤の技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者をいう。以下同じ。)を1名以上有すること。
 - ウ 県内の事務所において測量等業務に従事している常勤の技術士又はシビルコンサルティングマネージャ (社団法人建設コンサルタンツ協会の行なうシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、登録

を受けている者をいう。以下同じ。)を合わせて3名以上有すること。

(7) 本件業務の実施期間中、以下のそれぞれに掲げる基準を満たす技術者を監理技術者及び担当技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と担当技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 管理技術者

次に掲げる基準のいずれかを満たす者であること。

- (ア) 技術士であること。
- (イ) 次のいずれかの部門に登録されているシビルコンサルティングマネージャであること。
 - a 河川、砂防及び海岸部門
 - b 港湾及び空港部門
 - c 道路部門
 - d 農業土木部門
 - e 森林土木部門
 - f 都市計画及び地方計画部門
 - g 地質部門
 - h 土質及び基礎部門
 - i 鋼構造及びコンクリート部門
 - j トンネル部門
 - k 施工計画、施工設備及び積算部門
 - i 水産土木部門

イ 担当技術者

次に掲げる基準をすべて満たす者であること。

(ア) 実務経験

次のいずれかの経験を有すること。

- a 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している請負額2,500万円以上の国・県工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者として専任で従事した経験
- b aと同じ工事において、発注者の監督員として従事した経験
- (イ) 資格

次のいずれかの資格を有すること。

- a 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理技士の検定に合格したこと。
- b 技術士であること。
- c ア(イ)のいずれかの部門に登録されているシビルコンサルティングマネージャであること。
- 3 提案者の選定

提案者は、本庁委員会で、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定技術者の資格、従事している業務、実績等
- 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、建設工事の発注者、請負及び学識経験者で構成する建設工事監督アドバイザー業務委託企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)で下記の事項について行う。

- (1) 建設工事監督アドバイザー業務の企画提案
- (2) 業務委託経費の見積額
- 5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、提案者の中から、本庁委員会で評価委員会の評価を踏まえ、下記の事項についても

審査した上で選定する。

- (1) 業務実績及び業務体制
- (2) 配置予定技術者の評価
- 6 手続等
 - (1) 担当部局 (書類の提出及び問合せ先)

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

電話0857 - 26 - 7410

(2) 建設工事監督アドバイザー業務委託参加表明書及び企画提案書作成要領 (以下「企画提案書作成要領」 という。) の配布

ア 配布場所

(1)に同じ。

イ 配布期間

平成15年8月29日(金)から同年9月12日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

- イ 提出場所
 - (1)に同じ。
- ウ 提出期間

平成15年8月29日 (金) から同年9月12日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

- (4) 企画提案書の提出
 - ア 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

- イ 提出場所
 - (1)に同じ。
- ウ 提出期間

提案者として通知された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

- ア 提出場所
 - (1)に同じ。
- イ 提出期間
 - (3)のウに同じ。
- 7 契約の締結

本件業務の委託については、最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、5の選定に おいてその者に次いで優れていると認められた者と、順次、契約締結の交渉を行う。

- 8 その他
 - (1) 契約書作成の要否

6	平成15年8月29日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第7514号

要	
(2) 関連情報を入手するための紹介窓口	
6の(1)に同じ。	
(3) 詳細は企画提案書作成要領による。	